

令和8年度 事業計画

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

- 1 政府の令和8年度の経済見通しは、所得環境の改善が進む中で、各種政策効果も下支えとなり、個人消費が増加するとともに、危機管理投資・成長投資の取組が進展、設備投資も増加するなど、引き続き、国内需要中心の経済成長となることが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要があるとされています。

近畿地域の先行きは、雇用・所得環境が改善するもとの、各種政策の効果もあり、緩やかに回復していくことが期待されるが、今後の物価動向、米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要があるとしています。

県内については、個人消費は緩やかに回復しつつあるが、生産活動は足踏みの状況にある。雇用情勢は緩やかに持ち直しているとされています。

- 2 当協会は、公益目的実現の為に、労働災害の未然防止、労働衛生と健康の確保、労働基準法等関係法令の普及啓発、労働条件の確保・改善、労働福祉の増進、快適な職場環境の形成促進、産業の健全発展、働き方改革の促進等の事業を行います。

これら公益事業の目的を達成するためには、その必要性・重要性をあまねく県内に周知することが重要であり、協会機関誌「奈良労基」及びホームページの一層の充実を図るとともに、新規会員事業場の加入促進、技能講習・特別教育・研修会等の受講・参加勧奨に注力していきます。

- 3 第14次労働災害防止計画(以下「第14次防」という。)の3年目である令和7年の県内の労働災害発生状況をみると、死亡災害は昨年の6人から5人へと1人減となりましたが、休業4日以上死傷災害は新型コロナウイルス感染症の罹患数を除き、1,230人から1,299人と69人の増となりました。

第14次防の4年目を迎える令和8年度は、当協会事業を適切かつ効果的に推進することにより、県内の安全衛生水準の向上と快適職場の構築を図り、第14次防の目標達成に寄与すべく労働災害の減少等に支援、協力します。

- 4 令和8年度の「全国産業安全衛生大会」は9月16日から18日までの3日間、札幌 北海道立総合体育センター(北海きたえーる)で開催されることから、県内の事業場等への積極的な参加勧奨を進めます。

1 公益目的事業

当協会は、労働災害の未然防止を図るために、資格付与事業、講習会事業、普及啓発事業を行い、働く人の健康確保、労働基準法・労働安全衛生法等労働関係法令の普及啓発、労働条件の確保・改善、労働福祉の増進と快適な職場環境の形成・促進、産業の健全発展等を目的に事業を実施します。

(1) 資格付与事業の推進

労働災害の未然防止等を目的に、作業主任者及び就業制限業務に係る技能講習並びに建築物石綿含有建材調査者講習、工作物石綿事前調査者講習を実施します。

① 作業主任者技能講習

法定作業主任者技能講習のうち労働衛生に係る

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」

「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」

「有機溶剤作業主任者技能講習」

「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」

「石綿作業主任者技能講習」

を実施します。

② 就業制限業務に係る技能講習

法定就業制限業務講習のうち

「小型移動式クレーン運転技能講習」

「ガス溶接技能講習」

「フォークリフト運転技能講習」

「玉掛け技能講習」

「床上操作式クレーン運転技能講習」

を実施します。

③ 建築物、工作物に係る石綿調査者講習

建築物石綿含有建材調査、工作物石綿事前調査に係る有資格者の育成・確保を図り、石綿による労働災害防止と住民等の健康確保のため、

「一般建築物石綿含有建材調査者講習」

「工作物石綿事前調査者講習」

を実施します。

(2) 講習会事業の推進

知識や技能不足から生じる労働災害の未然防止及び有害物の曝露から関係者・第三

者・近隣住民等を保護することを目的に、上記(1)の事業に準ずる事業として、以下の特別教育・研修・セミナー等を実施します。

- 「研削といしの取替え等の業務に係る特別教育」(学科のみ)
- 「アーク溶接等の業務に係る特別教育」(学科のみ)
- 「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」
- 「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育」
- 「化学物質管理者講習に準ずる講習」(化学物質取扱い事業場を対象)
- 「保護具着用管理責任者教育」
- 「安全衛生推進者養成講習」
- 「職長・安全衛生責任者教育」
- 「安全管理者選任時研修」
- 「熱中症予防管理者教育」
- 「労務管理セミナー」
- 「労働災害防止講習会」
- 「新入社員安全衛生研修会」
- 「その他、労働災害の発生状況等に対応した講習会、セミナー等」

(3) 普及啓発事業の推進

① 奈良県産業安全衛生大会事業等

(a) 第14次労働災害防止計画の周知・啓発

4年目を迎える第14次労働災害防止計画は、増加に転じた休業4日以上死傷災害に歯止めをかけるべく、県内労働災害防止協議会が一体となり、各種周知・啓発・研修会の開催等、計画達成に向けた取り組みに注力します。

(b) 奈良県産業安全衛生大会

今年度、52回目の開催となる産業安全衛生大会では、県内労働災害防止団体等で組織する奈良県労働災害防止団体連絡協議会が主催者として、労働災害の防止、労働者の健康づくり、快適職場作り等に関係する労使が一堂に会し、県内における先進的な取り組みを学ぶこと等により、労使の安全衛生意識の高揚と機運の醸成を図り、県内の労働災害の未然防止、健康で快適な職場づくりを積極的に推進します。

(c) 3ヵ月無災害運動

平成2年より実施している本運動は、県内の労働災害ゼロに向けて、全ての事業場が参加することができるものであり、対象期間の6月1日～8月31日までの3ヵ月

間、労働災害の無災害を達成するため、リスクアセスメント手法を活用した災害防止活動、安全衛生管理体制の確立、機械設備・作業環境等の見直し・改善、安全衛生行事の開催等様々な取り組みにより、労働災害の未然防止と安全衛生水準の向上に寄与します。

(d) ゼロ災全員参加運動

労働災害をゼロにするため、経営者・管理監督者・働く人々が、それぞれの立場・持ち場で労働災害防止活動に参加し、衆知を集めて問題を解決し、明るく生き生きとした職場の安全風土構築を目指し、本運動を推進します。

また、労働災害の絶滅を目的とした中央労働災害防止協会の年間スローガン「危険の芽 摘んで安全 咲く笑顔」の周知に努めます。

(e) 年末年始無災害運動

令和8年12月1日から令和9年1月15日までを運動期間として、年末年始に多発傾向にある交通労働災害、非定常作業等における労働災害等を防止するため、周知・啓発に取り組みます。

(f) その他

労働災害の発生状況等により、労働災害防止のための特別キャンペーンの展開や研修会の開催等を行います。

② 機関誌の発行事業

協会と会員・県内の労使等を繋ぐ情報誌として、機関誌「奈良労基」を隔月1回定期的に発行します。

機関誌には、労働災害の未然防止、健康の保持増進、快適職場の形成、労働福祉の増進、労働基準法等労働関係法令の周知、技能講習・特別教育等の開催案内、労働災害の発生状況等を掲載します。

③ 安全衛生優良事業場等表彰事業

本事業は、労働災害を防止し、労働者福祉の増進と快適な職場環境の形成促進を図ると共に、安定的な産業の発展に寄与することを目的に、安全衛生等の進捗状況が顕著である事業場に「優良事業場賞」を、地域の安全衛生水準の向上に努めた実績が顕著である個人に「功労賞」を当協会会長から表彰いたします。

④ 相談・援助事業

労働基準法・労働安全衛生法等の労働関係法令の解釈運用等や労働災害防止に係る機械設備の改善等に関する労使等からの相談等に対応し、必要な助言等を無償で行

います。

(4) 外国人技能実習制度関係者養成講習の実施

外国人技能実習生を保護し、技能を外国に円滑に移転するなど「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の趣旨に沿って、外国人技能実習制度関係者養成講習を適正に実施します。

2 収益事業

- (1) 全国安全週間、全国労働衛生週間等に関する書籍、ポスター、幟等安全衛生用品の販売
- (2) 技能講習、特別教育用テキスト、免許試験参考書、関係法令の解説書等の販売
- (3) 国及び災害防止団体等からの委託事業の受託
- (4) 労働災害総合保険の斡旋等

により、公益目的事業実施のための財源確保と労働災害防止等の労働福祉向上のため、適切に実施します。